別紙

１　各指定（介護予防）通所介護について

介護保険法における「通所介護」とは、同法８条第７項において、「居宅要介護者について、老人福祉法第５条の２第３項の厚生労働省令で定める施設又は同法第 20 条の２の２に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。」と定められております。

また、各指定（介護予防）通所介護事業所（以下、「通所介護事業所」という。）における屋外サービスにつきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年９月 17 日付老企第 25 号）の指定通所介護の具体的取扱方針において、次のとおり定められております。

指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ　あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること

ロ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

以上により、通所介護サービスは、**基本的に当該施設（通所介護事業所内）で行われるもの**ですが、通所介護サービスに含まれる屋外サービスは、利用者の身体状況や生活実態等に則した通所介護計画に位置づけられ、効果的な機能訓練等のサービスが提供できる場合に限り、介護給付費の算定が可能となります。

これは、**サービス内容例示等を示して一律にその適否を定める性質のものではない**ことを示しております。

そのため、屋外サービスの提供につきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年９月 17 日付老企第 25 号）及び次の項目を遵守いただき、適切な通所介護サービスの提供を実施してください。

（１）屋外サービスは通所介護計画において、目標を達成するための具体的なサービスの内容のうちの一つとして位置付けてください。また、通所介護計画の計画期間終了時に、目標に対して屋外サービスの実施により効果的な機能訓練等のサービスが提供できたかなどの評価を適切に行い、その結果を記録してください。

（２）屋外サービスを提供中及び提供場所への移動中等に発生した事故や災害を想定した対応マニュアル等を作成し、対応マニュアルに沿った訓練等を定期的に実施し、適切

な危機管理に努めてください。

（３）屋外サービスの提供において、保険給付範囲外の費用が発生する場合は、あらかじめ利用者にその内容や範囲等を説明し、同意を得て、かつ、利用者が支払った金銭等を適切に把握し記録してください。

（４）屋外サービスの提供は、通所介護事業所の従事者が実施してください（通所介護事業所に属さない者が通所介護事業所の従事者に代わって実施してはなりません）。

以上の他、屋外サービスを提供する場合は、利用者の個別性を重視し選択できるものとし、１日を通じて通常の通所介護として行われるサービスを全く提供しない画一的な全員参加の行事や温泉施設等に行く日帰りの小旅行などは、通所介護サービスの範疇を超えた行為と判断でき、保険給付の対象となりませんので、併せてご留意ください。

２　各指定（介護予防）通所リハビリテーションについて

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにつきまして、運営等省令基準（解釈通知）において特段の定めがありませんが、「１　各指定（介護予防）通所介護について」を準用し実施ください。